

改正後

(事業振興部の所掌事務)

第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、四十八 (略)

四十八の二 住宅宿泊管理業者の登録及び

監督に関すること。

四十八の三 賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

四十九、五十一 (略)

(建設産業課の所掌事務)

第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十四 (略)

十四の二 住宅宿泊管理業者の登録及び監督に関すること。

十四の三 賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

十五、十八 (略)

改正前

(事業振興部の所掌事務)

第二条 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、四十八 (略)

(新設)

四十八の二 賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

四十九、五十一 (略)

(建設産業課の所掌事務)

第三十九条 建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、十四 (略)

(新設)

十四の二 賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

十五、十八 (略)